

特殊詐欺の被害防止のために

～ 特殊詐欺ニュース 第57号 ～

① 「未納料金がある」というメール（電話）がくる



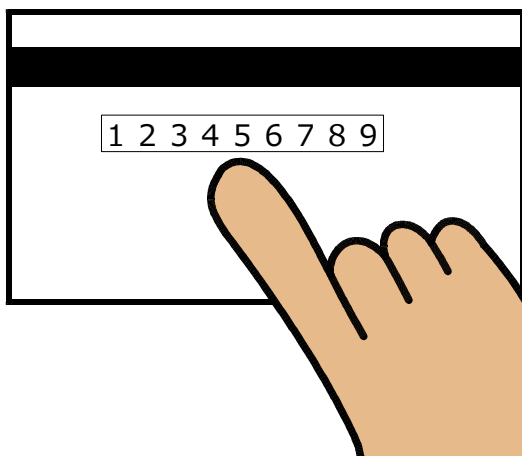
※ 実際に届いたメールを一部加工したものです。

② コンビニで電子マネーを買うよう指示される



⑨ 電子マネーは、カードタイプのほか、店内のマルチメディア端末を操作させて購入させる場合もあります。

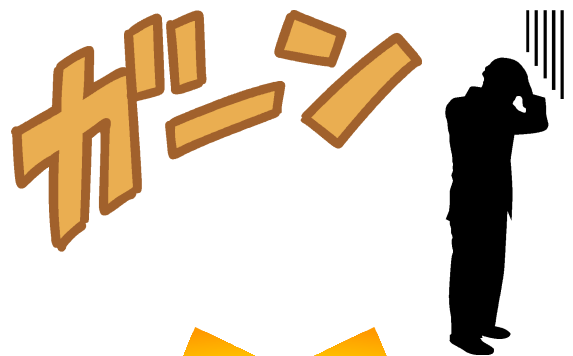
③ 相手に電子マネーの番号を教える



電子マネーの番号を教えるのは、現金を渡すことと同じです。

⑩ カードの裏面に決済に必要な番号があります。この番号を教えることは、電子マネーの利用権を渡してしまうことになります。

④ 架空料金請求詐欺の被害に！！



料金を請求する電話・メールは詐欺を疑い、警察に相談を！